

【よくある質問】入学料免除・徴収猶予/授業料免除

- 1.制度について P.1
- 2.申請について P.2
- 3.世帯の構成について P.2
- 4.書類の提出について P.3
- 5.所得に関する証明書について P.3
- 6.特別な事情について P.4
- 7.その他 P.4

1.制度について	
Q1	新制度(=「高等教育修学支援新制度」とは)なんですか？
A1	<p>日本人学部学生を対象とした、2020年度から始まった授業料減免と日本学生支援機構の給付奨学金がセットになった新しい国の制度です。詳細は下記ホームページを確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本学生支援機構ホームページ：制度案内(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html) ●文部科学省ホームページ：制度概要(https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html) ●文部科学省ホームページ：Q&A(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)
Q2	経過措置とはなんですか？
A2	<p>2020年度から授業料免除の制度が新制度へ移行したことに伴い、2019年度まで大学で行っていた授業料免除を「経過措置」として実施しています。</p> <p>経過措置の対象となるのは以下の①及び②の両方を満たす者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①名古屋大学の各学部へ2019年度以前に入学し、授業料免除を希望する学期に在学予定の者 ②日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者
Q3	授業料免除の申請は、新制度のみで大丈夫ですか？必ず経過措置も申請する必要がありますか？
A3	<p>経過措置の申請は必須ではありませんが、新制度と経過措置では選考基準が異なります。新制度に申請結果が不採用となった場合でも、経過措置では免除になる可能性があります。また、新制度の減免額が全額免除以外となった方が経過措置によって免除額が変わる可能性があります。</p>
Q4	授業料免除の申請は、経過措置のみで大丈夫ですか？必ず新制度にも申請する必要がありますか？
A4	<p>新制度の申込資格がない学生等については、経過措置のみで選考を行うことがあります。原則経過措置のみの申請は出来ません。新制度に申請できる学生が新制度に申請せず、経過措置のみを申請してきた場合は経過措置の選考から除外されます。</p> <p>※「フローチャート」を参照してください。</p>
Q5	経過措置がよくわからない
A5	<p>新制度に採用されている場合</p> <p>新制度の授業料減免の結果と経過措置の免除結果を比べ、新制度の方が免除額が大きい場合は新制度の免除額で決定します。経過措置の方が免除額が大きい場合は、差額を大学にて免除します。</p> <p>※新制度が第Ⅰ区分の方は、新制度で全額免除となるため経過措置の選考からは除外されます。</p> <p>例1：新制度判定が第Ⅱ区分・経過措置判定では半額免除の場合 例2：新制度判定が第Ⅲ区分・経過措置判定では半額免除の場合 (半期授業料：267,900円) (半期授業料：267,900円)</p> <p>新制度の方が免除額が大きいため、新制度の免除額で決定 [新制度で2/3額免除(178,600円)、経過措置での免除はなし 最終的な免除額は178,600円]</p> <p>新制度より経過措置の免除額が大きいため、差額分(1/6) を大学で免除し、最終的な免除額は半額免除となる [新制度で1/3額免除(89,300円)、経過措置で一部免除 (44,650円)、最終的な免除額は133,950円]</p> <p>新制度が不採用だった場合・新制度の申込資格がない場合 経過措置のみで授業料免除選考を行い、経過措置判定の結果が授業料免除結果となります。 (全額免除or半額免除)</p>

2.申請について	
Q1 (学部生)授業料免除に申請するにはどうしたらよいですか？	A1 学部学生の授業料免除については、2020年度から「高等教育修学支援新制度(=新制度)」へ制度が移行しています。ただし、2019年度以前に入学した者は名古屋大学の授業料免除(経過措置)に申請することができます。※どちらに申請すればよいかは「フローチャート」を参照してください。
Q2 前期分・後期分同時申請をした後、後期分も継続して免除を受けるためには再度の申請が必要ですか？	A2 不要です。 ただし、前期申請時(4月1日)と後期申請時(10月1日)で世帯状況・修学状況・家計状況等に変更が生じた場合は、後期分申請期間内に「後期分」申請で変更内容を申告する必要があります。
Q3 前期分・後期分同時申請をした後、前期申請時(4月1日)と後期申請時(10月1日)で世帯状況・修学状況・家計状況等に変更が生じ、「後期分」申請をする場合、再度すべての書類の提出が必要ですか？	A3 すべて提出する必要はありません。【別紙1】及び変更した内容に関する書類のみ提出してください。
Q4 入学料・授業料を納入したが、入学料免除・授業料免除の申請をすることは可能ですか？	A4 入学料・授業料を納入した場合は申請することはできません。
Q5 授業料免除の申請書類はどうすれば入手できますか？	A5 名古屋大学Webページにアクセスして、プリントアウトしてください。
Q6 書類の提出はどのようにすればよいですか？	A6 必要書類を揃え、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により申請期間内に原則郵送にて申請をしてください。申請期間、受付窓口は所属によって違います。 大学ホームページや各自所属部局の掲示板等により確認をして、提出をしてください。
Q7 申請の受付期間に必要な書類が間に合いません。	A7 【別紙1】は必ず受付期間内に提出する必要があります。提出がなければ、申請を受け付けることはできません。他の書類は、申請時に指定する期日までに必ず提出してください。
Q8 留学、実習等により受付期間中に申請ができません。	A8 やむを得ない事情により受付期間中に申請できない場合は、受付期間が始まる前までに申請窓口に出してください。
Q9 前年度の様式を使用して提出してもよいですか？	A9 前年度の様式の申請書類は一切受け付けません。
Q10 申請をしたが、取り下げたいのですが。	A10 申請窓口にて申し出て、申請の取り下げを行ってください。
Q11 家計基準を満たしているのかわかりません。家計基準を満たしていないと申請できませんか？	A11 授業料免除申請要領に家計基準が記載されていますので、参照してください。 ただし、この家計基準はあくまで目安ですので、申請することは可能です。
Q12 家計支持者とは誰のことを指しますか？	A12 家計支持者は原則父と母両方を指します。ただし、父母以外の方が家計を支えている場合は、その方が家計支持者となります。
3.世帯の構成について	
Q1 同居をしている(住民票を一緒にしている)祖父母は、申請書に記載する世帯構成員に含まれますか？	A1 世帯の構成員とは、申請者本人と家計支持者(父と母等)、その家計支持者に扶養されている人とします。扶養を外れた祖父母、兄弟姉妹については原則として構成員に含めません。
Q2 扶養であることを何で判断すればよいですか？	A2 家計支持者の源泉徴収票の「控除対象扶養親族」欄に名前がある方、確定申告書の「配偶者控除」「扶養控除」欄に名前のある方、所得(課税)証明書の「扶養控除等の内訳」欄に人数があがっている方が扶養親族となります。
Q3 源泉徴収票に記載のある扶養親族が、就職をしたため扶養から外れました。どうすればよいでしょうか。	A3 【別紙1】の世帯構成状況と源泉徴収票等に記載のある扶養親族に相違がある場合は、【別紙5】申立書に、扶養から外れる方の名前、申請者との続柄、扶養から外れる理由、外れる年月を記載して提出してください。

4.書類の提出について	
Q1	提出書類はコピーでも良いですか？
A1	申請要領に示された提出書類で、「(写)」の記載のあるものはコピーで結構です。内容が確認できるよう鮮明にコピーしてください。「(写)」の記載のないものは原本を提出してください。
Q2	入学料免除と授業料免除の両方を申請する場合、提出書類はそれぞれで必要ですか？
A2	原本の提出が必要なものは、入学料免除申請には原本、授業料免除申請には写しを提出で構いません。
Q3	「(写)」の記載のある書類を原本で提出してもよいですか？
A3	原本でも構いませんが、一度提出された書類は返却できませんので注意してください。

5.所得に関する証明書について	
Q1	市区町村で発行される所得に関する証明書はどのようなものが必要でしょうか。
A1	所得証明書、課税証明書、非課税証明書等の名称の証明書となります。給与・給与外所得の収入別金額、配偶者控除、扶養人数、住民税の課税・非課税が明記されている(記載省略のない)様式を提出してください。
Q2	前年度の所得がなくても所得証明書の提出は必要ですか？
A2	所得がないことの証明にもなりますので提出してください。「非課税証明書」という名称の場合があります。
Q3	父は働いていて収入がありますが、母は無職で無収入です。収入に関する証明書(所得証明等)は父の分だけ提出すればいいですか？
A3	父及び母の収入に関する証明書は、お二人とも必要です。パートや無収入である場合も必ず提出してください。
Q4	母が昨年途中でパートを辞めたのですが、パートであっても退職がわかる書類は必要ですか？
A4	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、昨年途中で退職した場合は、そのことがわかる書類が必要です。退職した勤務先の令和2年分源泉徴収票に退職日の記載のある場合は、それを退職の証明とします。源泉徴収票に退職日の記載の無い場合は、他に退職のわかる書類が必要です。
Q5	母が複数の会社でパートをしています。それぞれの源泉徴収票が必要ですか？
A5	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、勤務先すべての源泉徴収票が必要です。
Q6	父が定年退職後、退職せずに正社員から嘱託社員へと雇用形態が変更になりました。どのような書類が必要ですか？
A6	前年の中途又は当年新たに雇用形態が変更になった場合は、【別紙4】給与見込証明書と、雇用形態が変更になったことがわかる書類(人事異動、発令通知書等)の写しが必要です。
Q7	勤務先が【別紙4】給与見込証明書を発行してくれません。
A7	やむを得ない事情により【別紙4】給与見込証明書の発行が困難な場合、その旨を【別紙5】申立書で申し立て直近3ヶ月分の給与明細書の写しを提出してください。
Q8	大学または高等学校に在学中の兄弟姉妹がアルバイトをしています。所得に関する証明は必要ですか？
A8	就学者は所得に関する証明は必要ありません。ただし、配偶者又は父母が就学者である場合は、就学者であることの証明と併せて所得に関する証明が必要です。
Q9	兄弟姉妹は予備校生ですが、アルバイトをしています。所得に関する証明は必要ですか？
A9	必要ありません。家計支持者の扶養に入っている場合は世帯構成員に含まれますが、家計支持者である場合以外は、所得に関する証明は必要ありません。
Q10	「退職証明書」を雇用主から発行してもらえません。
A10	源泉徴収票(写)や雇用保険受給資格書(両面)(写)等、退職日が確認できる書類を提出してください。
Q11	父が昨年10月から病気の為、休職しています。どのような書類が必要ですか？
A11	勤務先から発行された休職(欠勤)とその期間(始期)がわかる書類の写し、及び休職中の給与がわかる書類(【別紙4】給与見込証明書、傷病手当等)が必要です。
Q12	日本学術振興会特別研究員に4月から採用されたが、提出期間内に採用決定通知書(写)が提出できません。
A12	採用見込通知書(写)を提出し、採用決定通知書は発行され次第、提出してください。

6.特別な事情について	
Q1	兄弟姉妹が新入生なので、申請期間内に【別紙3】在学状況申告書を提出できません。
A1	学生証や在学証明書が発行されるようになったら速やかに提出してください。
Q2	兄弟姉妹(配偶者)ともに名古屋大学生ですが、それぞれ申請書類を提出する必要がありますか？
A2	兄弟姉妹(配偶者)も申請をする場合は、それぞれで申請書類を提出してください。 原本の提出が必要な書類は、それぞれ原本が必要になります。
Q3	兄弟姉妹が予備校に通っています。就学者ですか？提出が必要な書類はありますか？
A3	予備校生は就学者とは認められません。 家計支持者の扶養に入っている場合は世帯構成員に含まれますが、必要な書類はありません。

7.その他	
Q1	学力基準や免除の審査基準の内容を知りたいのですが。
A1	学力基準や審査基準については公表していません。
Q2	母子家庭ですが入学料・授業料は免除されますか？
A2	母子家庭であるということだけで免除されることはありません。 家計基準・学力基準等の総合的判断で免除を許可しています。
Q3	入学料・授業料共に判定結果が出るまでに納入してもよいでしょうか。
A3	判定結果が出るまでに入学料・授業料を納入した場合、審査の対象外となります。
Q4	前期、授業料を免除してもらいましたが、後期も免除になりますか？
A4	免除になるとは限りません。 ご自身の申請内容に変更が無い場合でも、選考は前期分と後期分のそれぞれで行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。
Q5	免除結果はどのようにわかりますか？
A5	・入学料免除・徴収猶予の結果は、4月入学は7月中旬、10月入学は12月中旬に通知します。 入学料免除・徴収猶予結果通知の連絡は掲示板にてお知らせします。通知は、学部生は支援課の窓口、大学院生は所属部局にて手交する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては変更となる場合があります。 ・授業料免除結果通知の連絡は、前期は8月上旬、後期は12月中旬に掲示を行います。 平成30年度より、名古屋大学ポータルにて結果を通知します。郵送はしませんので各自名古屋大学ポータルにて結果を確認してください。
Q6	入学料免除申請が不許可・2/3額免除・1/3額免除(徴収猶予)、授業料免除申請が不許可・2/3額免除・1/3額免除(半額免除)になった場合、いつまでに払えばよいですか？
A6	結果発表の際にお知らせする指定の期日までにお支払いください。